

令和 7 年 2 月 1 2 日

令和 7 年 第 1 回  
組合議会（定例会）会議録



令和7年2月12日（水）南河内環境事業組合議会第1回定例会を南河内環境事業組合会議室に招集された。

出席者は、次のとおりである。

|    |   |   |   |   |   |   |     |
|----|---|---|---|---|---|---|-----|
| 1  | 番 | 議 | 員 | 辻 | 本 | 博 | 之   |
| 2  | 番 | 議 | 員 | 桂 |   |   | 聖   |
| 3  | 番 | 議 | 員 | 奥 | 井 | 良 | 一   |
| 4  | 番 | 議 | 員 | 駄 | 場 | 中 | 大 介 |
| 5  | 番 | 議 | 員 | 吉 | 竹 | 英 | 行   |
| 6  | 番 | 議 | 員 | 西 | 野 | 滋 | 胤   |
| 7  | 番 | 議 | 員 | 花 | 田 | 全 | 史   |
| 8  | 番 | 議 | 員 | 酒 | 本 | 千 | 紘   |
| 9  | 番 | 議 | 員 | 寺 | 内 | 裕 | 介   |
| 10 | 番 | 議 | 員 | 堀 | 辺 | ま | ゆみ  |
| 11 | 番 | 議 | 員 | 南 | 齋 | 哲 | 平   |
| 12 | 番 | 議 | 員 | 今 | 城 | 克 | 久   |
| 13 | 番 | 議 | 員 | 佐 | 々 | 木 | 希 絵 |
| 14 | 番 | 議 | 員 | 藤 | 浦 |   | 稔   |

説明のための出席者は、次のとおりである。

|         |               |         |
|---------|---------------|---------|
| 管 理 者   | 富 田 林 市 長     | 吉 村 善 美 |
| 副 管 理 者 | 河 内 長 野 市 長   | 西 野 修 平 |
| 副 管 理 者 | 河 南 町 長       | 森 田 昌 吾 |
| 副 管 理 者 | 太 子 町 長       | 田 中 祐 二 |
| 副 管 理 者 | 千 早 赤 阪 村 長   | 菊 井 佳 宏 |
| 副管理者副市長 | 富 田 林 市 副 市 長 | 谷 口 勝 久 |
| 監 査 委 員 |               | 北 井 末 廣 |

|     |                  |      |
|-----|------------------|------|
| 事務局 | 事務局長             | 西尾順治 |
| 事務局 | 事務局理事兼資源再生センター所長 | 浅川浩  |
| 書記  | 総務企画課長           | 辻彰   |

(会計管理者)

議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号  
組合議会議員の異動について
- 日程第4 承認第1号  
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第5 承認第2号  
令和6年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第6 議案第1号  
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第2号  
令和6年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第3号  
令和7年度南河内環境事業組合一般会計予算
- 日程第9 監査報告第1号  
例月出納検査結果の結果報告について  
(令和6年度 7月・8月・9月分・10月分・11月・12月分)

(開会 午後 2 時 3 5 分)

議長 (駄場中大介)

本日は、定例会を招集されましたところ、議員のみなさまにはご多用にもかかわりませず、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は 14 名全員でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和 7 年第 1 回南河内環境事業組合議会定例会を開会いたします。

それでは、議事に入ります前に管理者よりご挨拶をいただきます。

吉村管理者。

管理者 (吉村善美)

それでは、開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和 7 年第 1 回南河内環境事業組合議会定例会を招集させていただきましたところ、みなさま方にはご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素より本組合事業の推進に、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、昨年 11 月から 12 月に、関係市町村におきまして、清掃工場でのごみ処理を住民のみなさんに知ってもらうことがごみ減量への第一歩である、として開催をさせていただいた、6 市町村パネルリレーでございますが、2025 大阪・関西万博を契機に府全域で取り組まれている、街・川・海にごみのないきれいな大阪の実現をめざす、大阪ごみゼロプロジェクトでも、環境啓発活動として大阪府のホームページでも取り上げていただきましたので、ご報告させていただくとともに、パネル展示期間中、ご協力いただきましたみなさまに、重ねて御礼を申し上げます。

それでは、今期定例会でご審議いただきます案件でございますが、異動報告が 1 件、条例が 2 件、補正予算が 2 件、令和 7 年度予算が 1 件、監査報告が 1 件の計 7 件でございます。

各案件につきましては、のちほど、提案説明を申し上げますので、よろ

しくご審議のうえ、原案どおりご賛同賜りますよう、お願いを申し上げます。  
開会のご挨拶とさせていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（駄場中大介）

ありがとうございました。

ここで議会運営委員長の報告を求めます。

南齋委員長。

議会運営委員長（南齋哲平）

先ほど開催されました議会運営委員会におきまして、第1回定例会に付議される案件について了承されましたので、ご報告を申し上げます。

まず、会議録署名議員の指名、会期の決定に続きまして、日程第3、報告第1号から日程第9、監査報告第1号までの7件でございます。なお、日程第4と日程第5は一括議題とし、一括質疑ののち、討論、採決でございます。

以上で報告を終わります。

議長（駄場中大介）

ありがとうございます。これをもちまして、議会運営委員長の報告を終結いたします。

ここでみなさんに申し上げます。

古川副管理者から今定例会を欠席したい旨の届出がありますので、ご了承を願います。

それでは議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。本件は会議規則第81条の規定により、議長において指名いたします。12番議席の今城克久議員、14番議席の藤浦稔議員の両議員にお願いをいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日１日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日１日と決定いたしました。

次に、日程第３、報告第１号、組合議会議員の異動についてを議題といたします。

報告を求めます。

吉村管理者。

管理者（吉村善美）

ただいま上程されました報告第１号、組合議会議員の異動につきまして、内容のご説明を申し上げます。

まず、河内長野市選出議員の異動でございます。令和６年８月３０日の河内長野市議会定例会におきまして、吉竹英行議員が新たに就任をされております。

次に河南町選出議員の異動でございます。令和６年１０月１７日の河南町議会臨時会議におきまして、佐々木希絵議員が新たに就任されております。

次に、太子町選出議員の異動でございます。令和６年１０月３１日の太子町議会臨時会におきまして、辻本博之議員が引き続き就任をされております。

それぞれのご住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

旧議員には、これまでのご労苦に深謝いたしますとともに、新たに就任をされました方々におかれましては、今後のご活躍をお願い申し上げまして、ここに異動がありましたことを、ご報告申し上げます。

議長（駄場中大介）

ただいまの組合議会議員の異動につきましては、組合格約第６条第３項の

規定によるものでございます。

なお、新議員の議席は、会議規則第4条の規定に基づき私のほうで決めさせていただきます。

1番議席に辻本博之議員、5番議席に吉竹英行議員、13番議席に佐々木希絵議員といたします。

それでは次に、日程第4、承認第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて、日程第5、承認第2号、令和6年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分につき承認を求めることについての2件を、一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号から承認第2号は一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西尾局長。

局長（西尾順治）

本日の定例会よりしくお願いいたします。これ以降のご説明は着座にてご説明させていただきます。ただいま一括上程されました2件につきまして、それぞれ提案の理由並びにその内容のご説明を申し上げます。

議案書の2頁をお願いいたします。

承認第1号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについて、提案の理由並びに内容をご説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、管理市の富田林市におかれましては、令和6年第4回市議会定例会において、令和6年の人事院勧告を踏まえ、関



係条例の一部改正を可決されましたので、本組合も同様に取り扱いいたしたく、令和6年12月26日付専決処分をさせていただきましたので、承認を求めるものでございます。

その内容でございますが、議案書3頁をお願いいたします。第1条は一般職給料表を国の改定に準じまして引き上げるとともに、一般職の職員に対し令和6年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げ、年間支給割合を4.6か月とするものでございます。

また、暫定再任用職員に対し、令和6年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ引き上げ、期末手当と勤勉手当を合わせた年間支給割合を2.4か月とするものでございます。

議案書の7頁をお願いいたします。

第2条は、期末手当及び勤勉手当の支給割合引上げ分について、令和7年4月以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合がそれぞれ均等になるよう改めるものでございます。

なお、附則第1条は施行期日等を規定するもので、この条例は公布の日から施行いたしますが、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用するものでございます。なお、附則第2条は給与の内払の規定で、附則第3条は規則への委任規定でございます。

承認第1号は以上でございます。

続きまして、議案書10頁をお願いいたします。

承認第2号、令和6年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分につき承認を求めることについてでございます。

まず、提案の理由でございますが、承認第1号の給与条例の改正に伴う人件費に係る予算上の措置を講じるため、令和6年12月26日に専決処分させていただきましたので、承認を求めるものでございます。

議案書の11頁をお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ840万5千円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５４億１，２７３万９千円とするものでございます。

それでは、内容につきまして事項別明細書の歳出からご説明を申し上げます。１８頁をお願いいたします。

まず、上の表、款２．総務費、項１．総務管理費、目１．一般管理費におきまして、事務局、総務企画課職員の人件費１７８万４千円を増額し、補正後の額を７，５８２万４千円としております。内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。

下の表でございますが、款３．衛生費、項１．ごみ処理費、目１．第１清掃工場業務管理費におきまして、職員人件費３４２万６千円を増額し、補正後の額を８億５，７８２万７千円としております。内訳は説明欄に記載のとおりでございます。

２０頁をお願いいたします。

同じく衛生費のごみ処理費、目２．第２清掃工場業務管理費におきまして、職員人件費２３３万２千円を増額し、補正後の額を６億８，２６２万４千円としております。内訳は説明欄に記載のとおりでございます。

次に、下の表でございますが、同じく衛生費の項２．し尿処理費、目１．資源再生センター業務管理費におきまして、職員人件費８６万３千円を増額し、補正後の額を２億１３１万７千円としております。内訳は説明欄に記載のとおりでございます。

議案書、戻っていただきまして１６頁をお願いいたします。事項別明細書の２の歳入をご説明申し上げます。

今回の補正に要します財源といたしましては、全額、款６、項１、目１．繰越金において８４０万５千円を増額し、補正後の額を１億９，５７８万８千円とするものでございます。

あと２２頁から３１頁は、給与費明細書でございます。恐れ入りますが、ご覧をいただきまして説明は省略をさせていただきます。

承認第２号は以上でございます。

以上で、一括上程されました２件につきましてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、原案どおりご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（駄場中大介）

説明が終わりました。一括して質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

（質疑なし。）

それではこれにて質疑を終結いたします。

それでは、１件ずつ討論と採決を行います。まず、承認第１号について討論に入ります。

（討論なし。）

これにて討論を終結し採決いたします。

承認第１号を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第１号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、承認第２号についての討論に入ります。

(討論なし。)

これにて討論を終結し採決をいたします。

承認第2号を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号、令和6年度南河内環境事業組合一般会計補正予算(第2号)の専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、日程第6、議案第1号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西尾局長。

局長(西尾順治)

ただいま上程されました議案第1号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案の理由並びに内容をご説明申し上げます。

議案書32頁をお願いいたします。

まず、提案の理由でございますが、雇用保険法等の一部を改正する法律が、令和6年5月17日に公布、令和7年4月1日から施行され、国家公務員退職手当法において、就業促進手当に関して改正されたことに伴い、富田林市におかれましては、令和6年12月市議会におきまして本条例の一部改正が可決されましたので、本組合も同様の取り扱いをいたしたく、所要の改正を行うものでございます。

その内容でございますが、議案書33頁をお願いいたします。

職員の退職手当に関する条例第10条第11項第4号において定める失業保険の就業促進手当の額に相当する金額を、退職手当として支給する対象者を、職業に就いたものから、安定した職業に就いた者に改め、同条第14項において、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当するなどに改めます。

また、附則第7項において定める経過措置の期間を、令和7年3月31日以前から令和9年3月31日に改めます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

また、附則第2項では、必要な経過措置を定めるものでございます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

何とぞ、よろしくご審議のうえ、原案どおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（駄場中大介）

説明が終わりました。質疑をお受けいたします。ございませんか。

（質疑なし。）

それではこれにて質疑を終結いたします。

それでは、議案第1号について討論に入ります。

（討論なし。）

これにて討論を終結いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第１号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第７、議案第２号、令和６年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西尾局長。

局長（西尾順治）

ただいま上程されました、議案第２号、令和６年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第３号）につきまして、提案の理由、並びに内容をご説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、このたびの補正は、基金の定期預金利率の増加に伴う補正、第１清掃工場基幹的設備改良事業の令和５年度事業の継続費を繰越ししたことによる起債償還及び財源の補正と本事業による他施設処理費等の補正、並びに雇用保険の加入手続き漏れによる補正でございます。

それでは、内容をご説明申し上げます。

議案書３５頁をお願いいたします。

第１条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４，６７８万４千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５３億６，５９５万５千円とするものでございます。

次に４４頁をお願いいたします。

事項別明細書の歳出からご説明を申し上げます。また、財源につきまして、も同時にご説明申し上げます。

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費、31万4千円の増額で、節 4. 共済費 26万1千円は、フルタイム暫定再任用職員を一般職と同様に取り扱ったために生じた雇用保険加入申告漏れによる、さかのぼり 2 年の保険料と、節 2 1. 補償、補填及び賠償金は、申告漏れによる追徴金 5 万 3 千円を計上しております。財源は繰越金でございます。なお、今回の雇用保険料の措置につきましては、対象の所属が、総務企画課、第 1 清掃工場、第 2 清掃工場、資源再生センターとなっておりますので、以下に出てまいりますそれぞれの業務管理費で過年度分保険料をそれぞれ計上させていただきます。

次に、款 3. 衛生費、項 1. ごみ処理費では、上から目 1. 第 1 清掃工場業務管理費、6 万 8 千円の増額、その下、目 2. 第 2 清掃工場業務管理費、6 万 8 千円の増額は、先ほどと同様の雇用保険料でございます。次に、目 3. 財産管理費、補正額 8 6 万 7 千円の増額につきましては、施設整備基金及び退職手当基金の定期預金の利子積立金におきまして、利率が上がったことにより、基金への積立金を増額させていただくもので、財源は財産運用収入でございます。

次に、目 7. 第 1 清掃工場基幹的設備改良事業費、補正額 2, 7 1 5 万 1 千円の増額で、説明欄にありますように、柏羽藤環境事業組合でのごみ処理費負担金、4, 5 9 7 万 8 千円の増額と、市町村収集運搬委託料等支援負担金、1, 8 8 2 万 7 千円の減額によるもので、財源は基金繰入金でございます。

4 6 頁、4 7 頁をお願いいたします。

上の表、款 3. 衛生費、項 2. し尿処理費、目 1. 資源再生センター業務管理費は、先ほどからの雇用保険料でございます。次に、目 2. 財産管理費の補正額 3 9 万 6 千円の増額につきましては、ごみ処理費同様、基金の定期預金利率が上がったことにより、基金への積立金を増額させていただくもので、財源は財産運用収入でございます。

その下、款 4. 項 1. 公債費、目 1. 元金の補正 7, 5 7 4 万円の減額は、

第1 清掃工場基幹的設備改良事業におきまして、令和5年度事業の一部を令和6年度に繰り越したことにより起債償還額が減額となったもので、減額の財源は基金繰入金でございます。

以上が歳出の内容でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。戻りまして40頁をお願いいたします。

上の表、款4．財産収入、項1．財産運用収入、目1．利子及び配当金、補正額126万3千円の増額につきましては、ごみ、し尿の施設整備基金及び退職手当基金の定期預金の利率が上がったことにより、収入増となっております。

その下、款5．繰入金、項1．基金繰入金、目1．施設整備積立基金繰入金、補正額4,858万9千円の減額につきましては、説明欄、第1 清掃工場基幹的設備改良事業におきまして、ごみ処理費負担金等の増額、及び本事業の令和5年度の一部事業を令和6年度に繰り越したことにより起債償還額の財源が不用となったことから、相殺により減額補正するものでございます。

次の42頁をお願いいたします。

款6、項1、目1．繰越金、補正額54万2千円は、雇用保険申告漏れによる過去2年分の保険料徴収及び追徴金の財源を計上しております。

以上で、令和6年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、原案どおり御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（駄場中大介）

説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。ございませんか。

（質疑なし。）



それでは質疑を終結いたします。

それでは議案第２号について討論に入ります。

（討論なし。）

これにて討論を終結し採決いたします。

議案第２号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第２号、令和６年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第８、議案第３号、令和７年度南河内環境事業組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷口副管理者副市長。

副管理者副市長（谷口勝久）

ただいま上程されました議案第３号、令和７年度南河内環境事業組合一般会計予算につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが議案書４９頁をお願いいたします。

第１条で、歳入歳出総額それぞれ２７億９，５４３万円と定めております。第２条は地方債、第３条は一時借入金、第４条は歳出予算の流用についての条項でございます。

次に５０頁をお願いいたします。第１表、歳入歳出予算の歳入といたしまして、款１．分担金及び負担金から、款７．組合債までの款、項の金額は記載のとおりでございます。

次に５１頁をお願いいたします。

歳出でございますが、款１．議会費から款５．予備費までの款、項の金額につきましても、記載のとおりでございます。

次に５２頁をお願いします。第２表、地方債は、ご覧のと通りの事業の起債を発行させていただき、予定で限度額等は記載のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書にて詳細のご説明をさせていただきます。

まず、財源を含めまして歳出のほうからご説明を申し上げます。６４頁をお願いいたします。

款１．議会費は３７３万５千円で、前年度と同額で、財源は繰越金及び一般財源でございます。

次に、款２．総務費、項１．総務管理費、目１．一般管理費は、７，４９２万円で、前年度比４２９万７千円の増、主なものは人勧による人件費の増額によるものでございます。

次に６６頁をお願いいたします。目２．財産管理費、目３．公平委員会費、目４．監査委員費はご覧のとおりで、目５．環境啓発費は３１３万２千円、１２７万６千円の増額計上でございます。環境啓発費におきまして、今年度実施いたしました６市町村パネルリレーに加え、その他、環境啓発事業の経費を計上しております。財源は目２から目５まですべて一般財源でございます。６８頁をお願いいたします。

総務費の計といたしまして、７，８３６万８千円、前年度比５５１万５千円の増額となっております。

次に款３．衛生費、項１．ごみ処理費、目１．第１清掃工場業務管理費は９億４，６４３万円で、１億７，５６４万６千円の増でございます。主に、人勧による人件費の増で４７５万７千円、節１０．需用費ではごみ処理量増などによる薬品等の増により３，３９０万９千円の増額、その下、節１２．委託料では、こちらもごみ処理量増による灰の運搬処理業務料と、７１頁をお願いいたします。残滓埋立処分業務料の増、副産塩の処分料金の増などにより前年度比６，５８２万２千円の増額となっております。その下、節１４．

工事請負費におきましては、通常どおり２炉の定期整備工事を実施すること等により、６，６９５万８千円の増額となっております。財源は、繰越金、ごみ処理手数料等と一般財源でございます。

次に、目２．第２清掃工場業務管理費は５億９，６７２万５千円で、ごみ処理量の減等により８，０５６万７千円の減額計上としております。財源は第１清掃工場業務管理費と同様でございます。

次の７２頁をお願いいたします。頁下のほうですが、目３．財産管理費は５，５６４万３千円、６，８５３万１千円の減でございます。主なものは、次の７５頁をお願いします。表の一番上、節２４．積立金で施設整備積立金元金の減額によるものでございます。財源は行政財産使用料及び基金利子等と一般財源でございます。

次の、目４．残滓処理事業費、目５．シール印刷等業務管理費はご覧のとおりで、目６．クレーンバケット取替事業費として、２，２４８万８千円を計上しております。財源は、地方債及び基金繰入金でございます。

次に、下の表、款３．衛生費、項２．し尿処理費、目１．資源再生センター業務管理費は１億９，６８９万２千円で、３２１万３千円の減、主なものは、次の７６頁をお願いいたします。右側、節１２．委託料の減は、主に貯留槽清掃業務料で清掃範囲の減等によるものでございます。

次に、目２．財産管理費は４，６５３万５千円、３４７万５千円の増で、主なものは、右側、節２４．積立金の利子収入増に伴う２８３万１千円の増額によるものでございます。財源は行政財産使用料及び基金利子等と一般財源でございます。

次の７８頁をお願いいたします。目３．資源再生センター受入貯留設備更新事業費は新規事業で、１億４，９６０万円の計上としております。財源は、地方債及び基金繰入金でございます。

次の表、款４．公債費は、先ほどのご説明のとおりで、財源は繰越金及び基金繰入金と一般財源でございます。次の表、款５．予備費につきましては５００万円減の計上でございます。すべて一般財源でございます。

以上、歳出の説明とさせていただきます。

次に歳入についてご説明申し上げます。

議案書戻っていただきまして、５８頁をお願いいたします。

先ほど、歳出のところで財源についてご説明申し上げましたが、歳入科目ごとの詳細を説明させていただきます。

上から、款１．分担金及び負担金、項１．分担金、計の欄でございますが２１億３，６６１万５千円、前年度比３４３万１千円の減、各市町村からの分担金でございます。

次に、項２．負担金、目１．シール印刷等業務負担金、１，７１８万３千円、前年度比１１４万円の増で、各市町村のシール印刷代等の計上で、各市町村からご負担いただくものでございます。

次に、款２．使用料及び手数料、項１、目１．使用料、３６９万円、主に、駐車場等の行政財産使用料等でございます。

次に、項２、目１．手数料は、ごみの一般持ち込み手数料で７，９３０万３千円、前年度比１３万円の増額でございます。

次の６０頁をお願いいたします。

款３．財産収入、項１．財産運用収入、目１．利子及び配当金は、９０８万５千円、基金運用の利子収入でございます。項２、目１．財産売払収入は、７７９万５千円、前年度比４９９万６千円の増でございます。屑アルミ、残滓選別鉄の売却収益、及び第１清掃工場の余剰電力の売電収入でございます。

款４．繰入金、項１．基金繰入金、目１．施設整備積立基金繰入金は、２億８，６２７万６千円、前年度比１億７，４５９万３千円の減額でございます。計上額はごみ処理で、残滓処理事業、クレーンバケット取替事業関係、起債償還に伴う財源、また、し尿処理で設備更新事業に伴う財源として、それぞれ基金からの取崩でございます。

その下、款５、項１、目１．繰越金は、１億１，５００万円、前年度比１，８００万円の増で、前年度繰越金でございます。

次の６２頁をお願いいたします。

款 6 . 諸 収 入、 項 1、 目 1 . 雑 入 は 1 8 万 3 千 円、 次 の 款 7、 項 1、 目 1 . 組 合 債 は 1 億 4 , 0 3 0 万 円 で、 1 2 億 8 , 0 5 0 万 円 の 減 は、 第 1 清 掃 工 場 基 幹 的 設 備 改 良 事 業 に よ る も の で ご ざ い ま す。

次 に、 事 項 別 明 細 書 の あ と の 頁 で ご ざ い ま す が、 8 0 頁 か ら 9 3 頁 ま で は、 給 与 費 明 細 書、 9 4、 9 5 頁 は 債 務 負 担 行 為 の 調 書、 9 6、 9 7 頁 は、 地 方 債 の 調 書、 最 後 に 9 8 頁 か ら 1 0 3 頁 は 分 担 金 の 調 書 で ご ざ い ま す。

ま こ と に 勝 手 な が ら、 ご 覧 を い た だ き ま し て、 説 明 は 省 略 を さ せ て い た だ き ま す。

以 上、 簡 単 で は ご ざ い ま す が、 令 和 7 年 度 南 河 内 環 境 事 業 組 合 一 般 会 計 予 算 の 説 明 と さ せ て い た だ き ま す。 何 と ぞ、 よ ろ し く ご 審 議 の う え、 原 案 ど お り 御 議 決 賜 り ま す よ う よ ろ し く お 願 い 申 し 上 げ ま す。

議 長（ 駄 場 中 大 介 ）

説 明 が 終 わ り ま し た。 こ れ よ り 質 疑 を お 受 け い た し ま す。

辻 本 議 員。

1 番 議 員（ 辻 本 博 之 ）

議 案 書 6 1 頁、 節 1 . 財 産 売 払 収 入（ ご み ） で、 余 剰 電 力 売 電 が 今 回 7 1 4 万 8 千 円 と あ り ま す が、 昨 年、 私 た ち が 研 修 で 伺 っ た 松 阪 市 ク リ ー ン セ ン ター で は、 エ ネ ル ギ ー の 地 産 地 消 と い う こ と で、 発 電 し た 電 気 を 市 内 の 公 共 施 設 に 供 給 さ れ て い ま し た が、 組 合 で は そ う い っ た 取 り 組 み を な さ れ て い る の か お 聞 き し ま す。 お 願 い し ま す。

議 長（ 駄 場 中 大 介 ）

西 尾 局 長。

局 長（ 西 尾 順 治 ）

お 答 え さ せ て い た だ き ま す。 第 1 清 掃 工 場 の 基 幹 的 設 備 改 良 工 事 に よ っ て、

発電設備は増強されております。将来の使用電力量以上に発電が可能となりましたことから、余剰電力を売電できるようにはなっております。また、ご質問の地産地消に関しまして、第1清掃工場及び第2清掃工場では、昨年の入札によって、本年1月から、電力需給の小売電気事業者が変更となっております。この電気の需給契約については、第1清掃工場が事業者に売った電気を、第2清掃工場に供給することとしておりますので、電気の地産地消は本年1月から行われております。

議長（駄場中大介）

辻本議員。

1 番議員（辻本博之）

素晴らしいことだと思います。今後も、住民のみなさまに安心、安全な事業をしていただきたなと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

議長（駄場中大介）

ほかにございませんか。

奥井議員。

3 番議員（奥井良一）

2点お聞きします。議案書66頁、環境啓発費127万6千円増の部分ですけれども、今年度パネルリレーを実施されて、来年度また別のことを実施するということで、具体的に何を実施するのか教えていただきたいのと、パネルリレーの効果等も検証されているのか、お聞きします。

2点目、議案書68頁の衛生費の部分、約1億7,000万円増の部分ですけれども、人件費が増えている部分は分かるのですけれども、それ以外に増えている部分というのは、薬品等が上がっているということをお聞きした

のですけれども、これは単年度的なものなのか、今後ずっとベースになるのか、その点を教えてください。

議長（駄場中大介）

西尾局長。

局長（西尾順治）

まず1点目の環境啓発事業でございますが、ごみ関連イベントとしては、分別を徹底することなどで、リサイクル率を向上させるという方法がございますが、そちらはご家庭のほうでお願いいたしまして、やはり大阪府が取り組まれているごみゼロプロジェクトのような、ごみの減量だけではなく、地域環境の配慮についても同時に参加者のみなさまと考えることができるようなイベントにしていきたいとは考えております。1点目は以上でございます。

2点目でございますが、非常にいま薬品等々、いろんなものが高騰しておりますので、なかなか下がるのは難しいのかなとは思っております。以上でございます。

議長（駄場中大介）

奥井議員。

3番議員（奥井良一）

1点目のごみゼロプロジェクト、いろんなイベント、啓発やっていただくのはいいのですけれども、さきほどもちらっと言ったのですけれども、効果検証というか、パネルリレーを実施されて何を得たのかという検証をしないと、ただ実施するだけで終わっていると、お金がもったいないなという、私もキックスで実施されているのを見に行きましたけれども、正直盛り上がりが少なかったのかなというふうには感じます。せっかく、いいものを実施されるのであれば、しっかり盛り上げるのと、やっぱり住民のみなさまの意識

が上がるようなイベントに取り組んでいただきたいのですけれども、市町村としっかりやり取りをしていただいて、これを実施したからごみがこれだけ減ったという、効果がありましたというようなイベントをお願いしたいと思います。衛生費のほうはわかりました。当然、いろいろ物価が上がっているの、ベースが上がっていくのは承知しました。以上です。

議長（駄場中大介）

よろしいですか。ほかございませんか。

佐々木議員。

13番議員（佐々木希絵）

人件費の話で、細かく見ていきますと、前年度が36人、職員さんがいらっしゃるって、本年度が35人になるということで予算を組まれているのですが、1人減っても元々大丈夫ということか、施設改良によって1人減っても大丈夫ということか、1人減る理由とそれによる影響をお教えください。

議長（駄場中大介）

西尾局長。

局長（西尾順治）

まず、1名の退職される方は暫定再任用職員の方です。いま、会計年度任用職員の方も随時募集をさせていただいております。募集時に来ていただいたり、すぐ退職されたりということがあるのですけれども、そういったところに対応していきたいところと、基幹的設備改良事業により施設の信頼度が上がりますので、その点でも若干人が少なくなっても大丈夫なところはございます。以上でございます。

議長（駄場中大介）



よろしいですか。ほかございませんか。

(質疑なし。)

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号について討論に入ります。

(討論なし。)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、令和7年度南河内環境事業組合一般会計予算は、原案どおり可決されました。

次に、日程第9、監査報告第1号、例月出納検査の結果報告についてを議題といたします。

監査委員の報告を求めます。

北井監査委員。

監査委員（北井末廣）

ただいま上程されました監査報告第1号、例月出納検査の結果報告について、奥井監査委員とともに検査いたしました結果を、私のほうからご報告申し上げます。

令和6年度7月分から12月分の出納状況につきまして、各月分ごとに、

それぞれ出納検査を実施いたしましたところ、出納報告及び証書類、帳票並びに現金在高がそれぞれ符合し、正確でありましたので、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づきまして、ここにご報告申し上げます。

以上でございます。

議長（駄場中大介）

報告が終わりました。これより質疑をお受けいたします。よろしいですか。

（質疑なし。）

質疑がないようでございますので、本件についてはこれにて終結いたします。

これをもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは閉会を前に、管理者よりご挨拶をいただきます。

吉村管理者。

管理者（吉村善美）

令和7年第1回組合議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会にご提案申し上げました令和7年度予算をはじめ、すべての議案につきまして、原案のとおりご賛同いただきましたこと、心から厚く御礼申し上げます。

さて、本組合の第1清掃工場の基幹的設備改良事業も本年2月末に竣工予定でございます。これによりまして、組合が手がけてまいりました3施設の大規模改修工事がすべて完了し、住民の方々の生活基盤であるごみ処理・し尿処理に関しまして、万全な体制が整いましたので、みなさまにご報告させていただきますとともに、この間、議員各位には格別のご配慮賜りましたことを深く感謝申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

議長（駄場中大介）

ありがとうございました。

閉会にあたりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げます。今日は、みなさま活発なご議論、議会運営、本当にありがとうございます。

今日は雨で、少し温度も暖かくなりまして、春に向かっていくのだなあといいところですが、まだまだ寒い日が続きますので、みなさんご自愛いただきまして、ご活躍いただくようご祈念申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。

それでは、これをもちまして、令和7年第1回南河内環境事業組合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（閉会 午後3時21分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

南河内環境事業組合議会

議 長 駄場中 大介

議 員 今城 克久

議 員 藤浦 稔